

# 東京オリンピックのロゴ・マーク等の知財管理

(「商店経営に役立つ知的財産ミニ講座」資料より：連載第5回)

2015年11月20日に、大田区産業プラザP i Oで「商店街のための知的財産ミニ講座」のタイトルで、商標権・著作権の解説を中心にしたセミナー (<http://patent-japan.sakura.ne.jp/page-94.html>) を行いました。

その時に、大きな話題であった東京オリンピックのロゴ・マークの話も少し入れようと、いろいろと調べたら、突っ込み所のある情報が結構あることがわかりました。

そこで、2016年3月22日に、再び大田区産業プラザP i Oでセミナーを行う機会をいただいた際に、東京オリンピックのロゴ・マークの知財管理 (<http://patent-japan.sakura.ne.jp/page-106.html>) に特化した内容をまとめてみました。

そのときの資料をベースに、説明を補充した、ブログ連載第5回です。

第5回は、組織委員会による「東京オリンピックのロゴ・マーク等」の知財管理の考え方の概要を、組織委員会のホームページを参照して整理してみました。

いよいよ、この連載の本題に入っていきます。

\* \* \* \* \*

この連載では、以下の略称を使用します。

- **組織委員会**：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- **招致委員会**：特定非営利活動法人東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会
- **JOC**：公益財団法人日本オリンピック委員会
- **JPC**：日本パラリンピック委員会
- **IOC**：国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee)
- **IPC**：国際パラリンピック委員会 (International Paralympic Committee)  
なお、JPCは、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の内部組織とのことです。  
(<http://www.jsad.or.jp/paralympic/jpc/>)
- 「オリンピック」「パラリンピック」を、原則、まとめて「オリンピック」といいます。

## ■ 「知的財産権の保護」 サイト ■

組織委員会は、ホームページにある「知的財産権の保護」サイトで、東京オリンピックのロゴ・マーク等の知財管理の考え方の概要をまとめています。しかし、この「知的財産権の保護」サイト、探し難いです。



引用元：<https://tokyo2020.jp/jp/>

ホームページ上のどのタブから入っても「知的財産権の保護」がどこにあるのかわかりません。

## ■ 「知的財産権の保護」 サイト ■

組織委員会のホームページは巨大ですので、トップページ画面を一番下までスクロールしてそこを見ます。

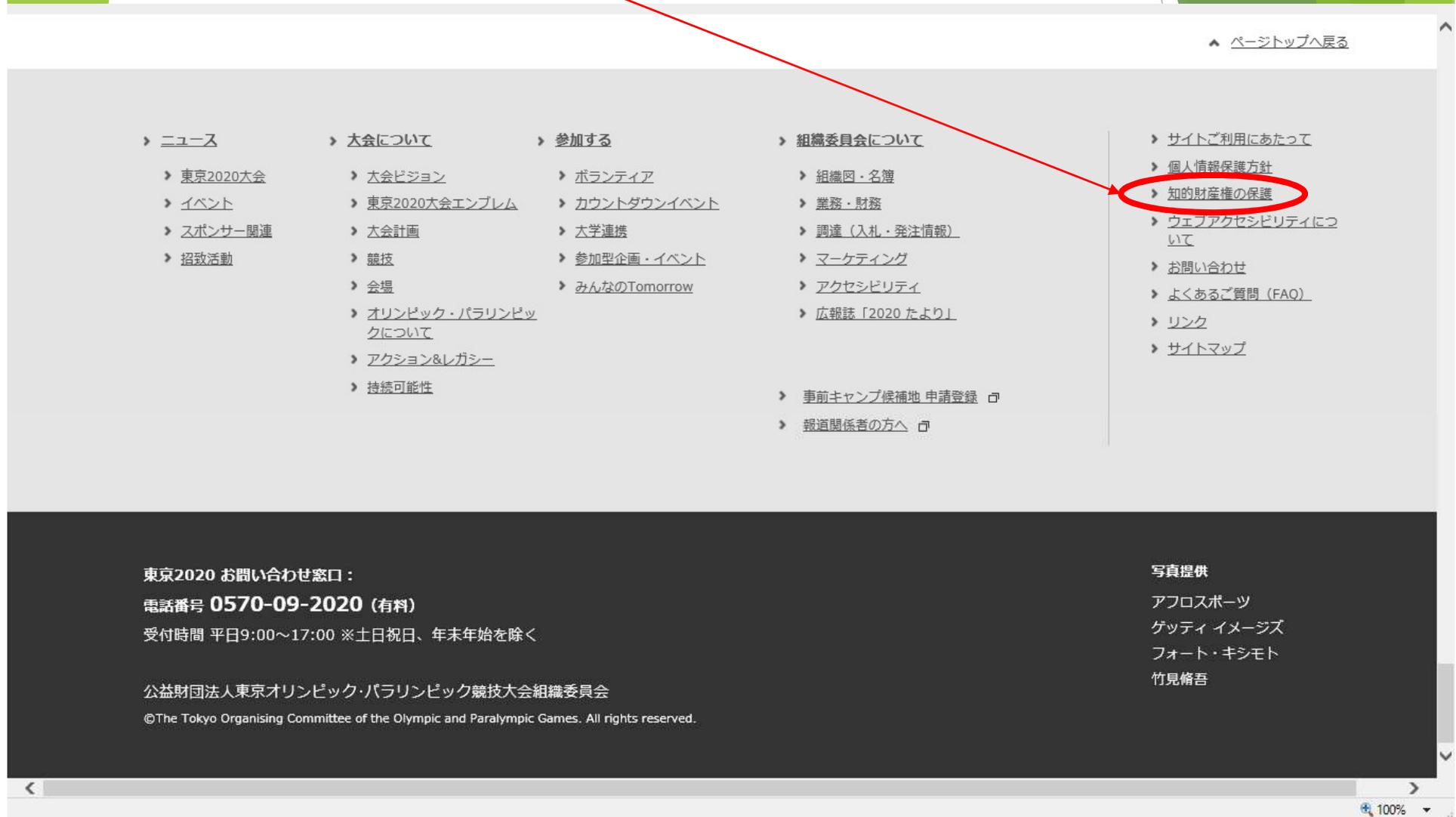
組織委員会のホームページのトップページ画面を12%に縮小すると、左の画像のようにになりますが、その最下段です。



引用元 : <https://tokyo2020.jp/jp/>

## ■ 「知的財産権の保護」 サイト ■

組織委員会のホームページのトップページ画面の最下段を再度拡大すると、そこに「知的財産権の保護」サイトが見えます。



▲ ページトップへ戻る

- ▶ ニュース
  - ▶ 東京2020大会
  - ▶ イベント
  - ▶ スポンサー関連
  - ▶ 招致活動
- ▶ 大会について
  - ▶ 大会ビジョン
  - ▶ 東京2020大会エンブレム
  - ▶ 大会計画
  - ▶ 競技
  - ▶ 会場
  - ▶ オリンピック・パラリンピックについて
  - ▶ アクション&レガシー
  - ▶ 持続可能性
- ▶ 参加する
  - ▶ ボランティア
  - ▶ カウントダウンイベント
  - ▶ 大学連携
  - ▶ 参加型企画・イベント
  - ▶ みんなのTomorrow
- ▶ 組織委員会について
  - ▶ 組織図・名簿
  - ▶ 業務・財務
  - ▶ 調達（入札・発注情報）
  - ▶ マーケティング
  - ▶ アクセシビリティ
  - ▶ 広報誌「2020 たより」
  - ▶ 事前キャンプ候補地 申請登録 [☞](#)
  - ▶ 報道関係者の方へ [☞](#)
- ▶ サイトご利用にあたって
  - ▶ 個人情報保護方針
  - ▶ **知的財産権の保護**
  - ▶ ウェブアクセシビリティについて
  - ▶ お問い合わせ
  - ▶ よくあるご質問（FAQ）
  - ▶ リンク
  - ▶ サイトマップ

東京2020 お問い合わせ窓口：  
電話番号 **0570-09-2020**（有料）  
受付時間 平日9:00～17:00 ※土日祝日、年末年始を除く

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
©The Tokyo Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games. All rights reserved.

写真提供  
アフロススポーツ  
Getty イメージズ  
フォート・キシモト  
竹見脩吾

100%

## ■ 「知的財産権の保護」の概要 ■

「知的財産権の保護」サイトに、  
組織委員会による「東京オリンピックのロゴ・マーク等」の知財管理の考え方の概要がまとめられています。要はドンスバリ、身も蓋もなく、

**「オリンピック・パラリンピックに関する知的財産等の  
無断使用および不正使用ないし流用は法的にも罰せられます。」**  
に尽きるということでしょう。



### 知的財産権の保護

#### お知らせ

※大会エンブレムの使用に関する詳細は"Brand Protection"をご覧ください。

↓ [Brand Protection \(PDF: 725.3 KB\)](#)

#### オリンピック・パラリンピックに関する知的財産等の無断使用および不正使用ないし流用は法的にも罰せられます。

オリンピック・パラリンピックに関するエンブレム、ロゴ、用語、名称をはじめとする知的財産は、日本国内では「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」等により保護されています。また、日本国政府としても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）を招致するにあたり、国際オリンピック委員会（IOC）に対し、オリンピック憲章の遵守とオリンピック・パラリンピックの知的財産等を適切に保護することを誓約しています。

オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産として、オリンピックシンボル（五輪のマーク）、パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）、エンブレム、マスコット、ピクトグラム、大会名称、画像、音声等が挙げられますが、これらはIOC及び国際パラリンピック委員会（IPC）が定めたオリンピック憲章及びIPCハンドブックに基づき、日本では、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京2020）が管理を担当し、その使用には、これら団体からの事前の許諾が必要となります。

引用元：

<https://tokyo2020.jp/jp/copyright/>

- ▶ [サイトご利用にあたって](#)
- ▶ [個人情報保護方針](#)
- ▶ **[知的財産権の保護](#)**
- ▶ [ウェブアクセシビリティについて](#)
- ▶ [お問い合わせ](#)
- ▶ [よくあるご質問 \(FAQ\)](#)
- ▶ [リンク](#)
- ▶ [サイトマップ](#)

## 「知的財産権の保護」の概要

「知的財産権の保護」の概要は以下の通りです。

前段では、

- 東京オリンピックの招致時にIOCの要請に対して、招致委員会が回答した内容（本連載第4回参照）が要約され、
- IOCのオリンピック資産（ここでは「知的財産」と呼んでいます）を、JOC、JPC及び組織委員会が管理することを宣言しています。
- しかし、本連載で解説予定の“Brand Protection”では組織委員会が管理することになっており整合しません。

後段では、

- アンブッシュ・マーケティングの定義とその予防の意義が説明され、最後の行で、赤字でアンブッシュ・マーケティングの協力要請がなされています。

**オリンピック・パラリンピックに関する知的財産等の無断使用および不正使用ないし流用は法的にも罰せられます。**

オリンピック・パラリンピックに関するエンブレム、ロゴ、用語、名称をはじめとする知的財産は、日本国内では「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」等により保護されています。また、日本国政府としても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）を招致するにあたり、国際オリンピック委員会（IOC）に対し、オリンピック憲章の遵守とオリンピック・パラリンピックの知的財産等を適切に保護することを誓約しています。

オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産として、オリンピックシンボル（五輪のマーク）、パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）、エンブレム、マスコット、ピクトグラム、大会名称、画像、音声等が挙げられますが、これらはIOC及び国際パラリンピック委員会（IPC）が定めたオリンピック憲章及びIPCハンドブックに基づき、日本では、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京2020）が管理を担当し、その使用には、これら団体からの事前の許諾が必要となります。

### オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産の一例



東京2020大会におけるスポンサーシッププログラムは、オリンピック・パラリンピックに関する商標やロゴをはじめとする知的財産の使用権を中心として構成されています。

スポンサーには、これらの知的財産の使用権の見返りとして、多額の協賛金を拠出いただいております。この資金が、大会の安定的な運営及び日本代表選手団の選手強化における大きな財源となっています。

オリンピック・パラリンピックマーク等の無断使用、不正使用ないし流用は、アンブッシュ・マーケティングと呼ばれ、IOC、IPC等の知的財産権を侵害するばかりでなく、スポンサーからの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります。

オリンピック・パラリンピックマーク等の保護とアンブッシュ・マーケティングの防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

引用元：<https://tokyo2020.jp/jp/copyright/>

## ■ 「知的財産権の保護」の概要 ■

「知的財産権の保護」の概要の前段(①②③)と後段(④)を分説してみましよう。

① オリンピック・パラリンピックに関するエンブレム、ロゴ、用語、名称をはじめとする知的財産は、日本国内では「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」等により保護されています。

- 立候補ファイル第1巻4.3で、IOCが求める保護対象をここでは「知的財産」と呼んでいるようです。立候補ファイル第1巻4.3でも、IOCが求める保護対象は日本国の既存の知的財産権の保護制度で対応できると回答しているため、組織委員会の上記説明は概ね妥当と思われる。
- 日本国の既存の知的財産権の保護制度で対応できるとするのですから、ここであえて使用された「知的財産」とは、知的財産基本法第2条1項で定義されている「知的財産」(「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」と考えてよいでしょう。

② また、日本国政府としても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020大会)を招致するにあたり、国際オリンピック委員会(IOC)に対し、オリンピック憲章の遵守とオリンピック・パラリンピックの知的財産等を適切に保護することを誓約しています。

- 立候補ファイル第1巻4.3におけるIOCの要請と招致委員会の回答のことを言っています。要約としてはその通りでしょう。

## ■ 「知的財産権の保護」の概要 ■

③ オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産として、オリンピックシンボル（五輪のマーク）、パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）、エンブレム、マスコット、ピクトグラム、大会名称、画像、音声等が挙げられますが、これらはIOC及び国際パラリンピック委員会（IPC）が定めたオリンピック憲章及びIPCハンドブックに基づき、日本では、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京2020）が管理を担当し、その使用には、これら団体からの事前の許諾が必要となります。

- IOCの知的財産をさらに具体的に例示し、JOC、JPC及び組織委員会が管理していることを宣言しています。
- 2011年7月8日版オリンピック憲章日本語版第1章7-14付属細則には、国内オリンピック委員会及び組織委員会によるオリンピック資産の管理に関する詳細な規則が定められています。  
東京オリンピックのロゴ・マーク等の知財管理を理解するには、非常に重要ですので、最後にまとめて解説します。

## ■ 「知的財産権の保護」の概要 ■

- ④ 東京2020大会におけるスポンサーシッププログラムは、オリンピック・パラリンピックに関する商標やロゴをはじめとする知的財産の使用権を中心として構成されています。
- スポンサーには、これらの知的財産の使用権の見返りとして、多額の協賛金を拠出いただいております。この資金が、大会の安定的な運営及び日本代表選手団の選手強化における大きな財源となっています。
- オリンピック・パラリンピックマーク等の無断使用、不正使用ないし流用は、アンブッシュ・マーケティングと呼ばれ、IOC、IPC等の知的財産権を侵害するばかりでなく、スポンサーからの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります。
- オリンピック・パラリンピックマーク等の保護とアンブッシュ・マーケティングの防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- 組織委員会の説明はカタカナ用語が多く、公益性を考慮すると親切とはとても思えません。  
「スポンサーシッププログラム」も、ここだけでは意味がよくわかりませんが、多額の使用許諾料（協賛金）を支払ってIOCの知的財産の使用を許諾された組織をスポンサーと呼び、この使用許諾料を、大会の運営・選手強化に使用する計画を意味するようです。
- 「アンブッシュ・マーケティング」を「オリンピック・パラリンピックマーク等の無断使用、不正使用ないし流用」と定義しています。何とも大雑把で曖昧な定義ですが、引用先が明示されていないので、組織委員会が勝手に定義したと思われるでも仕方ありません（ちなみに、オリンピック憲章には用語「アンブッシュ・マーケティング」は存在しません）。
- 「アンブッシュ・マーケティング」はIOCの知的財産を侵害すると言っていますが、その法的根拠は少なくとも日本国にはありません。「アンブッシュ・マーケティング」はIOCの知的財産を侵害することもある、と言うべきでしょう。
- 「アンブッシュ・マーケティング」の防止は「スポンサーシッププログラム」の達成を阻害しないために必要であるとして協力を求めています。が、「アンブッシュ・マーケティング」の意味が曖昧では協力のしようがありません。
- 招致委員会が回答したように、「アンブッシュ・マーケティング」の防止は法的根拠のある日本国の知的財産制度で当然対応できるので、このように大雑把で曖昧な説明は徒に混乱を招くように思います。

## ■ 「知的財産権の保護」の概要 ■

2011年7月8日版オリンピック憲章日本語版第1章7-14付属細則（以下「本細則」  
（<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2011.pdf>）を、少し長くなりますが書き下してみます（筆者が適宜下線を付しました）。

NOCとは国内オリンピック委員会のことで、JOCは日本国のNOCです。

OCOGとはオリンピック競技大会組織委員会で、日本国では本連載の組織委員会のことです。

### 2011年7月8日版オリンピック憲章日本語版 第1章7-14付属細則

#### 1. 法的保護

- 1.1 IOC は、国内的にも、国際的にも、オリンピック競技大会および全てのオリンピック資産に関するIOC のための権利の法的保護を得る目的で、いかなる適切な手段をも講じることができる。
- 1.2 各NOC はIOC に対し、当該国内において規則7-14 および規則7-14 付属細則の遵守の責任を負う。  
各NOC は当該規則および細則に反するような、いかなるオリンピック資産のいかなる使用をも禁じるために適切な手段を講じる。  
NOC はまた、IOC のために、IOC のオリンピック資産の保護を得られるよう努力する。
- 1.3 国内法もしくは商標登録、またその他の法が、オリンピック・シンボルやその他のオリンピック資産のいずれかの法的保護をNOC に認めることがあっても、当該NOC が、その結果として発生する諸権利を行使できるのは、オリンピック憲章に従いかつIOC 理事会の指示を受けた場合に限る。
- 1.4 NOC は、全てのオリンピック資産の法的保護を得るため、およびこのような事柄において第三者との間に発生しうるいかなる意見の相違をも解決するため、いつでもIOC の助力を求めることができる。
- 1.5 IOC は、全てのオリンピック資産の法的保護を得るため、およびこのような事柄において第三者との間に発生しうるいかなる意見の相違をも解決するため、いつでもNOC の助力を求めることができる。

## 「知的財産権の保護」の概要

### 2. IOC、またはIOC から承認や許諾を得た第三者によるオリンピック資産の使用

- 2.1 IOC は、自らの裁量で使用するために、一つまたはそれ以上のオリンピック・エンブレムを作成することができる。
- 2.2 オリンピック・シンボル、オリンピック・エンブレム、その他のいかなるIOC のオリンピック資産も、NOC のある国において、以下の条件のそれぞれが満たされた場合には、IOC またはIOC が許可した者が利用することができる。
- 2.2.1 全てのスポンサー契約、サプライヤー契約、および下記の付属細則2.2.2 に言及のあるものを除く全てのマーケティング活動で、その利用が関係するNOC の利益を大きく損なうものであってはならず、またIOC は、その利用から得た純利益の一部を受け取ることになる当該NOC と協議の上で決定を行う。
- 2.2.2 全てのライセンス契約について、NOC は、これに関連する全ての税金と経費とを控除した純利益総額の半額を受け取るものとする。 NOC はそのような利用については全て事前に通知を受ける。
- 2.3 IOC は、自らの裁量により、オリンピック競技大会の放送機関に対してオリンピック・シンボル、IOC のオリンピック・エンブレム、またはその他のIOC やOCOG のオリンピック資産の使用を許諾できる。  
本付属細則2.2.1 と2.2.2 の規定は、その様な許諾に関しては適用されない。

### 3. オリンピック・シンボル、旗、モットー、讃歌の使用

- 3.1 本付属細則2.2 に従い、IOC はオリンピック・シンボル、旗、モットー、讃歌を、自らの裁量で使用できる。
- 3.2 NOC は、自らの非営利活動の枠内でのみオリンピック・シンボル、旗、モットー、および讃歌を使用することができる。 但し、このような使用は、オリンピック・ムーブメントの発展に寄与するもので、その尊厳を損なわないことに加え、当該NOC が事前にIOC 理事会の承認を得た場合に限る。

## 「知的財産権の保護」の概要

### 4.NOC、OCOG によるオリンピック・エンブレムの創作と使用

- 4.1 NOC または OCOG は、IOC の承認があれば、オリンピック・エンブレムを創作できる。
- 4.2 このようなエンブレムが、他のオリンピック・エンブレムと明確に区別できると判断した場合には、IOC はそのオリンピック・エンブレムのデザインを承認できる。
- 4.3 オリンピック・エンブレムに含まれるオリンピック・シンボルが占める面積は、そのエンブレムの総面積の3分の1を超えないものとする。オリンピック・エンブレムに含まれるオリンピック・シンボルは、完全な形で表さなければならず、どのようにも改変してはならない。
- 4.4 上記に加えて、各NOC のオリンピック・エンブレムは、下記の条件を満たさなければならない：
  - 4.4.1 エンブレムは、当該NOC の国に関連があることが明確にわかるようにデザインされなければならない。
  - 4.4.2 エンブレムの特徴を表す要素は、当該NOC の国の名前またはその省略形だけに限られてはならない。
  - 4.4.3 エンブレムの特徴を表す要素では、オリンピック競技大会、もしくは時期の限定を招くような特定の日や行事に言及してはならない。
  - 4.4.4 エンブレムの特徴を表す要素が、その性格が普遍的または国際的であるような印象を与えるモットー、名称、その他の一般的な表現を含んでいてはならない。
- 4.5 上記の付属細則4.1、4.2、4.3 の規定に加え、OCOG のオリンピック・エンブレムは以下の条件を満たさなければならない。
  - 4.5.1 エンブレムは、当該OCOG が組織するオリンピック競技大会に関連したものであることが明確にわかるようにデザインされていなければならない。
  - 4.5.2 エンブレムの特徴を表す要素が、当該OCOG の国の名前またはその省略形だけに限られてはならない。
  - 4.5.3 エンブレムの特徴を表す要素が、その性格が普遍的または国際的であるような印象を与えるモットー、名称、その他の一般的な表現を含んでいてはならない。
- 4.6 上記規定の施行前にIOC の承認を受けたオリンピック・エンブレムは、全て有効とする。

## ■ 「知的財産権の保護」の概要 ■

- 4.7 NOC のオリンピック・エンブレムは、可能な限り、自国内において、当該NOC によって、登録可能なもの、すなわち、法的保護を受けられるものでなければならない。  
NOC は、IOC によるエンブレムの承認後6 カ月以内にこのような登録を行い、かつIOC に登録の証明を提出しなければならない。当該NOC が自らのオリンピック・エンブレムを保護するためにあらゆる可能な手段を講じず、かつIOC にその保護策を報告することを怠った場合には、オリンピック・エンブレムについてのIOC の承認は取り消されることがある。同様に、OCOG は、そのオリンピック・エンブレムを、IOC の指示に従い保護しなければならない。 NOC およびOCOG によって獲得されたいかなる保護も、IOC に対抗して発動はできない。
- 4.8 宣伝広告、商業目的、営利目的での、オリンピック・エンブレムのいかなる使用も、下記の4.9 および4.10 に定める条件に従わなければならない。
- 4.9 NOC もしくはOCOG が、直接もしくは第三者を通して、宣伝広告、商業目的、営利目的のためにオリンピック・エンブレムの使用を希望する場合には、この付属細則に従い、かつ第三者にもこれを遵守させることを保証しなければならない。
- 4.10 全ての契約もしくは協定には、OCOG が締結したものも含め、当該NOC による署名か承認が必要であり、かつ下記の原則が適用されるものとする：
- 4.10.1 NOC のオリンピック・エンブレムの使用は、当該NOC の国内に限り有効とする。  
このようなエンブレム、およびその他のオリンピズムを示すいかなるシンボル、エンブレム、マーク、または NOC の名称も、他のNOC の国では、その国のNOCの事前の書面による承認を得ることなしには、いかなる宣伝広告、商業目的、営利目的のためにも使用してはならない。
- 4.10.2 同様に、OCOG のオリンピック・エンブレム、およびその他のオリンピズムを示すいかなるシンボル、エンブレム、マーク、またはOCOG の名称も、他のNOC の国では、その国のNOC の事前の書面による承認を得ることなしには、いかなる宣伝広告、商業目的、営利目的のためにも使用してはならない。

## ■ 「知的財産権の保護」の概要 ■

- 4.10.3 全ての場合において、OCOG が締結するいかなる契約も、その有効期間は、該当するオリンピック競技大会が開催された年の12月31日以降に及んではない。
- 4.10.4 オリンピック・エンブレムの使用は、オリンピック・ムーブメントの発展に貢献し、かつその尊厳を損なわないものでなければならない。 オリンピズムの根本原則またはオリンピック憲章に記されたIOCの役割と相容れない場合には、オリンピック・エンブレムと製品やサービスとをいかなる形で関連性づける事も禁止する。
- 4.10.5 いかなるNOCまたはOCOGも、IOCが要求した場合には、自らが当事者となっている全ての契約書のコピーをIOCに提出する。

- 本細則1.1から、当然のことですが、オリンピック資産の所有者であるとするIOCが、オリンピック資産の法的保護を受けるための権限を有しているとし、本細則1.2から、JOCが日本国でのオリンピック資産の法的保護に関する「管理者」として読めますが、それ以降の細則を見ても、組織委員会が、オリンピック資産の法的保護に関する「管理者」としてまでは読み取れません。
- 従って、「知的財産権の保護」サイトの冒頭で、公益財団法人たる組織委員会の名の下で、  
**| オリンピック・パラリンピックに関する知的財産等の無断使用および不正使用ないし流用は法的にも罰せられます。**  
などという公益の受益者である国民に向けて一種の警告を発していることに違和感があります。
- 後日「知的財産権の保護」の詳細が記載されている“Brand Protection”の解説を予定していますが、どうも、本細則のきちんとした理解なしには、解説が円滑にいきそうにありません。そして、本細則をきちんと理解するには、オリンピック憲章の構造をある程度理解する必要があるように思います。そこで、今回は、本連載に必要な範囲で、オリンピック憲章の解説をしたいと思います。